

ストックホルム大学教育学部への交換留学派遣候補学生 2018 年度

大学院教育学研究科・教育学部は部局間学生交流協定に基づき、ストックホルム大学教育学部（スウェーデン）への派遣候補学生を募集します。協定校ではストックホルム大学教育学部での開講科目（学部・修士レベル）を受講します。

1. 対象

申請時・派遣期間を通じて東京大学大学院教育学研究科・教育学部の正規課程に在籍する者

2. 派遣期間

協定校における2018年秋学期（8月下旬開始）または2019年春学期（1月中旬開始）開始

1コース（1～3ヶ月）以上1年間まで

（別添1「＜参考＞ストックホルム大学教育学部 開講科目（教授言語：英語）」参照）

3. 費用

本学規定の授業料を本学に納め、協定校における検定料・入学料・授業料は不徴収

その他の経費（渡航費、居住費、保険料、生活費等）は自己負担

※ 本交換留学プログラムは 日本学生支援機構（JASSO）の「平成30年度海外留学支援制度（協定派遣 短期研修研究型）（重点政策枠）」に採択されたため、派遣期間3ヶ月間でJASSOの定める資格及び要件を満たす者1名に、月額8万円の奨学金を支給する。別添2「JASSO奨学金の受給資格・要件について」を参照すること。

4. 募集人数

2 名

5. 語学能力目安

TOEFL iBT79～90、IELTS 6.0～6.5 程度

6. 申請書類（学生支援チームホームページからダウンロード可能）

- ① 申請書
- ② 成績評価係数計算表
- ③ 大学・大学院入学後全学期の成績証明書（英文）
- ④ 申請時点で有効な英語能力試験スコアの写し
- ⑤ 申請時点の指導教員（学部生で指導教員がいない場合はコース教員）による推薦書 1 通（和文または英文・任意書式・厳封）
- ⑥ 奨学金受給希望状況確認書

7. 申請締切・提出先

2018年秋学期留学締切 2018年4月18 日（水）17 時 【厳守】

2019年春学期留学締切 2018年6月20 日（水）17 時 【厳守】

申請書類6点を窓口へ提出し、さらに申請書類① ② はデータを国際交流室・学生支援チーム exchange@p.u-tokyo.ac.jp へ送付

8. 選考方法

書類審査および面接（秋学期留学分は4月下旬予定）を経て派遣候補学生を決定。その後、協定校へ推薦し、協定校による審査後、派遣学生が決定する。

9. その他

- ① 参加時における指導教員（学部生の場合はコース主任教員）に、申請する旨了承を得ておくこと。
- ② 留学期間中の授業・試験日程を事前に十分確認し、参加が可能な場合のみ申請すること。協定校で修得した科目及び単位は、大学院教育学研究科・教育学部において認定された場合に限り選択科目の単位に相当する科目及び単位とすることができる。手続き等詳細については渡航前までに確認すること。
- ③ 申請後の申請取り下げ及び派遣決定後の辞退は原則認められない。
- ④ 派遣学生は、大学院教育学研究科・教育学部指定の海外留学保険へ加入する。
- ⑤ ビザ取得、派遣先国や地域の情報収集を含む渡航準備は、本人の責任により行うこと。
危機管理等について、参加前に「東京大学海外留学・国際交流情報」ウェブサイト及び『海外危機管理ガイドブック』を熟読すること。 <http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/go-global/voyage/>
- ⑥ 申請資格・条件を満たしていないと判明した場合、その他派遣が適当でないと認められた場合は派遣決定後であっても派遣を取り消すことがある。
- ⑦ 障害等のある者は、派遣および修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は申請時に国際交流室に申し出ること。

別添1

< 参考 > スtockホルム大学教育学部 開講科目(教授言語:英語)
(2018 年 3 月現在)

学部後期課程：春学期・秋学期とも同一内容

秋学期・春学期

- Autumn 2018 (Period C+D) / Spring 2019 (Period C+D)
Education in Multicultural Society 多文化社会における教育

大学院修士課程（春学期は前年度分）

秋学期

- Autumn 2018 (Period A+B)
International and Comparative Education 国際比較教育
- Autumn 2018 (Period C)
Theory of Science 科学理論
- Autumn 2018 (Period A)
Human Rights and Education 人権と教育
- Autumn 2018 (Period A)
International Higher Education: comparative perspectives
国際高等教育—比較の観点から
- Autumn 2018 (Period B)
Intersectional Perspectives in Educational Sciences 教育科学における交差する展望

春学期

- Spring 2019 (Period A)
Education and Development 教育と開発
- Spring 2019 (Period B)
Globalization and Education グローバル化と教育
- Spring 2019 (Period C+D)
Introduction to Educational Research Methods 教育研究方法概論

※ 開講期間は別添 2 のストックホルム大学学期日程を参考

※ 日程変更および開講科目変更・追加の可能性があり得る。最新の開講期間および開講科目は以下のストックホルム大学教育学部ホームページ開講科目案内のページで確認のこと。

参照先アドレス: <https://www.edu.su.se/english/education/single-courses>

※ 学部については、上記開講科目の他に以下(他学部科目)も条件を満たす場合のみ受講可能なことがある。受講出来ない場合は留学期間が短くなるため注意して検討すること。

参照先アドレス: <https://sisu.it.su.se/en/educations#?q=>
<https://www.universityadmissions.se/en/All-you-need-to-know1/Applying-for-studies/English-requirements/Internationally-recognized-English-test/>

＜参考＞ ストックホルム大学学期日程
(2018 秋学期・2019 春学期)

Academic Year 2018/2019

Autumn Semester 2018

September 3, 2018 – January 20, 2019.

Semester **period A**: Monday September 3 – Wednesday October 3.

Semester **period B**: Thursday October 4 – Friday November 2.

Semester **period C**: Monday November 5 – Wednesday December 5.

Semester **period D**: Thursday December 6 – Friday January 18.

Spring Semester 2019

January 21, 2019 – June 9, 2019.

Semester **period A**: Monday January 21 – Wednesday February 20.

Semester **period B**: Thursday February 21 – Monday March 25.

Semester **period C**: Tuesday March 26 – Friday May 3.

Semester **period D**: Monday May 6 – Friday June 7.

JASSO 奨学金の受給資格・要件について

在籍大学等の正規の課程に学位取得もしくは卒業を目的に在籍し、本制度の奨学金支給割当を受けた採択プログラムに在籍大学等が参加を認めた者で、次の①～⑧に掲げる要件を全て満たした者であることが条件となります。

① 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者

※定住者は含まれません。

※二重国籍者においても、①を満たす者は含まれます。

② 学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者

③ 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、支給対象者選考時の在籍大学等における前年度の成績評価係数（以下の「成績評価係数の算出方法」をもとに「成績評価ポイント」を換算し、小数点第3位を四捨五入して算出する。）が3.00満点で2.30以上であること。

前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとします。

〔成績評価係数の算出方法〕

次の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出してください（小数点第3位を四捨五入）。

なお、履修した授業が単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き換えて算出してください。

	成績評価				
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

総登録単位数

【前年度の成績が選考時までには判明しない場合】

1年生や編入学生等で、前年度（前年度がない場合は、前学期分）の成績が選考時までには判明しない場合、あるいは上記「成績評価ポイント」への換算ができない場合であっても、学校において、総合的に学業成績を判断し、成績評価係数2.30相当以上と認め、機構の支援を受ける者として適当であるとする場合がある。

④ 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者

機構が実施する平成30年度第二種奨学金在学採用の家計基準

(http://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai/2shu_short.html)に合致する者を優先とします。

⑤ 派遣先大学等の所在国・地域への採択プログラム参加に必要な査証を確実に取得し得る者

⑥ 派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続する者又は在籍大学等の学位を取得する者（高等専門学校及び専修学校専門課程にあっては卒業する者）

- ・退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。
- ・プログラム途中で卒業・修了する者は、要件を満たしません。

注) プログラム途中に、大学学部を卒業し引き続き大学院に入学する者は、プログラム途中に卒業する者に含まれるため、支給対象者の要件を満たしません。

⑦ 派遣プログラム参加にあたり、他団体等（在籍大学等及び派遣先大学等を含む。）から派遣プログラム参加のための奨学金（渡航費及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない。）を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額（複数の他団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者

注1) 研修やインターンシップ等を含むプログラムに参加することで報酬が発生する場合、他団体等からの奨学金同様、支給月額が本制度による奨学金月額を超えない場合に限り、併給は可能です。

注2) 月額支給でない場合は、月額に換算した額により確認してください。また、他団体等から奨学金を受ける際、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

注3) 機構が実施する貸与型奨学金である第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金は、本制度との併給を認めています。なお、留学期間中の貸与を休止する場合は、休止手続き（「異動願」の提出）をとってください。また、継続希望の場合、「留学奨学金継続願」の提出は不要です。

注4) 機構が実施する貸与型奨学金（無利子）である第一種奨学金（海外協定派遣対象）は、「海外留学支援制度（協定派遣）」の支給対象者のうち、別に定める要件を満たす学生（諸外国の高等教育機関等への留学期間3か月以上1年以内の者等）を対象としています。第一種奨学金（海外協定派遣対象）を申請する場合は、事前に本制度に登録していることが必須です。

注5) 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」との併給はできません。

⑧ 外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域（都市）以外に派遣される者。

<渡航支援金について>

平成30年度より、経済的に困窮した留学希望者が一定の家計基準を満たした場合に、渡航等に必要な費用を支援することを目的とし、「渡航支援金」が支給されます。

詳細は次ページ以下（「平成30年度海外留学支援制度（協定派遣）事務手続きの手引き第2版」P.19-P.22より抜粋）を参照してください。なお、支給申請はJASSO奨学金受給予定者となってから別途行います。

3 渡航支援金

【H30 変更1】

平成 30 年度より、経済的に困窮した留学希望者が一定の家計基準を満たした場合に、渡航等に必要なる費用を支援することを目的とし、「渡航支援金」を支給します。

(1) 渡航支援金の支給基準

ア. 家計基準

家計支持者の所得金額(父母共働きの場合は父母の合算額)が次の金額である者。

給与所得のみ(世帯)	年間収入金額(税込)が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下

注1)本制度では、家族構成や在籍大学等の学種・設置形態を問わず、次に指定する必要書類の提出により、上述の家計基準を満たすことを証明できる全派遣学生に渡航支援金を支給します。

注2)本制度では、独立生計者と認定(書類により証明)できない場合には、家計支持者の扶養親族とみなします。

注3)独立生計者の家計基準も、世帯(申請者本人及び配偶者)の所得金額で判断します。

イ. 家計支持者の所得を証明する書類(平成 29 年(申請年度の前年)の所得金額)

① 給与所得者	源泉徴収票の写し ※源泉徴収票の「支払金額」欄を確認する
② 給与所得以外	確定申告書(第一表と第二表)(控)の写し ※確定申告書(控)の「所得金額」欄を確認する
③ 平成 29 年中の所得がない場合	市町村役場発行の所得証明書(コピー可)
④ 独立生計者の場合 ※「独立生計者であること」の証明を必ず確認してください。	市町村役場発行の所得証明書(コピー可) ※配偶者があるときには配偶者分も含む

注1)家計支持者について、父母がいる場合は父母双方、父母がいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者が該当します。父母がいる場合は、所得の有無を問わず父母双方の書類を提出させてください。

注2)郵送や持参により確定申告を行っている場合は、確定申告書(第一表と第二表)(控)の写しは、税務署の受付印があるものを提出させてください。税務署の受付印がない場合は、確定申告書の写しのほかに、併せて区町村役場発行の「所得証明書」を提出させてください。
電子申告(e-Tax)により確定申告を行っている場合は、確定申告書の写しのほかに「受信通知」又は「即時通知」のコピーを提出させてください。

注3)所得証明書について、6月までに登録・支給申請する者については平成 28 年の所得金額により確認してください。7月以降に登録・支給申請する者については、平成 29 年の所得金額により確認してください。

注4)複数の種類の収入がある場合は、それぞれ該当する証明書類を全て提出させてください。

注5)家計支持者が海外勤務の場合は、給与明細書(平成 29 年1~12 月分)のコピーにより、「総支給額(支払総額)」「(税込)」を確認してください。日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートにつ

いても、記録を残してください。

ウ. 独立生計者であることの証明

(ア) 次の全てに該当する者について、独立生計者と認定します。

- a. 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- b. 父母等と別居している者
- c. 申請者本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

(イ) 独立生計者であることの確認は、次のとおり行ってください。基準を満たさない者は、独立生計者として認められません。

- ① 市町村役場発行の所得証明書【独立生計者全員】
「ア. 家計基準」を満たしており、かつ、申請者本人の合計所得金額が 38 万円を超えているかを
確認してください。配偶者があるときには、申請者本人と配偶者の合計所得金額を確認してくだ
さい。
- ② 申請者本人及び父母等の住民票(世帯全員分)【独立生計者全員】
申請者本人と申請者(及び配偶者)の父母等の住所が異なることを、住民票(世帯全員分)によ
り確認してください。
※渡航支援金申請時に父母等と別居している必要があります。
※住民票は、申請前3か月以内に発行されたものに限り(コピー可)。
- ③ 独立生計者収入・支出確認書(様式 R-2)【独立生計者全員】
「独立生計者収入・支出確認書」(様式 R-2)(平成 30 年2月中旬に機構ホームページに掲載
予定)により、世帯の収入・支出状況を記入の上、提出させてください。
- ④ 「市町村役場発行の所得証明書」において、申請者本人の合計所得金額が 38 万円以下の者で
あっても、次に該当する場合には、独立生計者とみなすことにします。それぞれ証明する書類を提
出させてください。

○奨学金受給者

提出書類: 平成 29 年度(平成 29 年4月～平成 30 年3月)に申請者本人が受給した奨学金総額
を証明する書類

※1 平成 29 年度の奨学金の受給総額が 103 万円を超えることが確認できること。

※2 奨学金は、給付型、貸与型を問いません。

※3 証明書類は、奨学金支給団体が発行するものに限り(コピー可)。奨学金の名称、奨学金
受給期間、受給金額が記載されている書類の写しを提出させてください。

* 機構の貸与型奨学金(第一種・第二種)の受給者には「奨学金貸与証明書」や
「貸与額通知書」を提出させてください。

○預・貯金を切り崩して生活している者

提出書類: 生活費の出し入れに使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分程度
記帳部分」

※ 3か月分支出額の平均から算出される12か月分支出額が 103 万円を超えることを
確認できること。

(2) 支給対象者の提出書類及び登録方法

ア. 登録方法

- ① 学校は、渡航支援金の受給を希望する学生に、「イ. 提出書類」に定める書類を提出させ、家計
基準を満たしているかを確認してください。
- ② 「登録データ<申請用>」の「渡航支援金申請者」欄に「○」を付けてください。
- ③ 「渡航支援金家計基準確認書」(様式 R-1)(平成30年2月中旬に機構ホームページに掲載予
定)に、「申請者名」「家計支持者の所得金額」「家計支持者の所得を証明する書類」「(該当者の

み)独立生計者であることを証明する書類」について記入し、提出してください。

※各種証明書類(「独立生計者収入・支出確認書」(様式R-2)を含む。)は機構に提出する必要はありません。学校において、保管してください。

- ④「奨学金支給申請書」(様式B)に、採択プログラムごとに申請人数と支給申請額(奨学金と渡航支援金の合算額)を記入してください。
- ⑤「登録データ<申請用>」、「渡航支援金家計基準確認書」(様式R-1)及び「奨学金支給申請書」(様式B)を、24頁「平成30年度登録・支給申請スケジュール」により指定された提出期限までに機構に提出してください。

イ. 提出書類

対象	提出書類	備考
給与所得者	・源泉徴収票の写し	会社員、パート、アルバイト等
給与所得以外の者	・確定申告書(控)の写し	個人事業主・自営業者等
平成29年中の所得がない者	・市町村役場発行の所得証明書	年金生活者、専業主婦(夫)、家事手伝い、無職者等
独立生計者	・市町村役場発行の所得証明書 ・申請者本人及び父母等の住民票(世帯全員分) ・「独立生計者収入・支出確認書」(様式R-2) ・[奨学金受給者のみ]奨学金支給団体が発行する証明書類 ・[預貯金切崩者のみ]預金通帳の写し	

※提出書類については、学校において採用年度の翌年度4月1日から5年間、適切に保管してください。機構から提出を求めることがあります。

(3) 支給金額及び支給方法

ア. 支給金額: 16万円

イ. 支給方法: 機構から学校には、登録・支給申請月に、奨学金とともに送金します。

学校から支給対象者には、機構からの送金を受領後、初回の奨学金支給時まで、支給してください。

注1) 渡航前に支給しても、渡航後に支給してもかまいません。ただし、遅くとも初回の奨学金支給時には、支給してください。

注2) 渡航支援金について、以下の支給は認められません。

- × 渡航支援金の分割支給
- × 機構から学校に送金される前の立替支給
- × 奨学金の初回支給後及びプログラム実施終了後の支給
- × 渡航費等の参加費を差し引いた金額での支給

(4) 注意点

- ① 取消者には、渡航支援金は支給しません。渡航支援金を受給後、登録取消をする学生は、渡航支援金を全額返納する必要が生じます。
- ② 同一学生を同一プログラムで複数回派遣する場合には、初回の渡航時にのみ支給します。
- ③ 同一学生を複数プログラムに派遣する場合には、プログラムごとに申請できます。ただし、先に派

遣するプログラムの終了後、後から派遣するプログラムの開始前までに、日本に一度帰国している必要があります。プログラム間で移動する必要がない場合や、第三国に直接移動する場合には、後から派遣するプログラム分の渡航支援金は支給できません。

- ④ 渡航支援金受給者も、他団体等からの奨学金月額が本制度による奨学金月額を超えない場合は、他団体等からの奨学金を併給することができます。ただし、他団体等からの奨学金に渡航費が含まれる場合には、併給できません。〔11頁「第2章 1奨学金支給対象者の資格及び要件⑦」参照〕
- ⑤ 渡航支援金の支給状況は「在籍確認及び受領確認簿」(様式C-1)に記録してください。現金で支給する場合には、派遣学生から「受領書」(様式C-4(見本様式))を受領してください。
- ⑥ 奨学金や渡航支援金の支給、受領確認及び各書類の保管については、41頁「第6章 2派遣学生への奨学金支給及び『受領確認』」を参照してください。